

伊勢市 LINE 公式アカウント連携サービス更新業務委託 契約候補者選定要領
(目的)

第1条 この要領は、伊勢市 LINE 公式アカウント連携サービス更新業務委託 契約候補者選定基準の契約候補者の選定方法について、必要な事項を定める。

(選定業務)

第2条 伊勢市 LINE 公式アカウント連携サービス更新業務委託 契約候補者選定基準の契約候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置し、選定委員会は、次条から第5条に定める方法により選定業務を行う。

(選定方法)

第3条 選定委員会は、選定会議を開催し、企画提案者が提出した企画提案書及び見積書並びに質疑応答の内容について審査を行い、選定委員会の委員(以下「委員」という。)は、伊勢市 LINE 公式アカウント連携サービス更新業務委託 契約候補者選定基準評価基準(以下「評価基準」という。)(別紙)を用いて採点する。

(評価基準の評価方法)

第4条 評価は次の各号により行う。

(1) 評価の観点

以下の観点で提案内容を評価する。

評価の種類	評価の観点
① 提案評価	本市が求める要件に対し、適正なシステムを提案しているかを判断するとともに、仕様書に記載された内容の実現度合い及び技術力を評価し、「提案評価点」とする。
② 機能評価	「機能要件一覧」の調査項目に対する網羅性と対応レベルにより、本市が求める業務要件に対するシステムの適合度合いを評価し、「機能評価点」とする。
③ デモンストレーション評価	本市が提示するシナリオに沿ったデモンストレーションを実施し、実際に導入した際の操作性や視認性を評価し、「デモンストレーション評価点」とする。
④ 価格評価	サービス更新経費とサービス利用経費について、(3)④(ア)並びに(イ)の内容に基づき評価し、「価格評価点」とする。

(2) 配点

総合点数の満点を 4,000 点とし、各評価点の配点を次のとおりとする。

評価項目	配点
① 提案評価点	1,000 点

② 機能評価点	1,000 点
③ デモンストレーション評価点	1,000 点
④ 価格評価点	1,000 点
合計(総合点数)	4,000 点

(3)採点方法

① 提案評価

(ア) 各項目の配点

提案評価点「1,000 点」を企画提案書各項目へ次のとおり配点する。

評価項目	審査内容	配点
サービス機能要件	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス全般として優れているか ・機能要件一覧表にある機能以外に、特徴的な機能があるか ・データの取得と可視化を通じ、サービス改善及び市民の利便性向上ができそうか ・拡張性・将来性があるか 	400
更新計画	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールは妥当か ・業務管理体制は信頼できるものか 	100
付帯業務	<ul style="list-style-type: none"> ・データ移行はスムーズに出来そうか ・稼働前に行う研修は有益な研修か 	150
サービス利用	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の利用状況(利用する職員数の増減)に合わせて柔軟に対応できそうなサービスか。 ・運用を開始してから満足な支援を受けられそうか、サービスの保守体制は信頼できるものか ・職員からの問合せ対応は満足に受け取ってもらえそうか ・セキュリティは強固なものか ・機能追加・バージョンアップは適切に行われそうか 	350

(イ) 評価基準及び採点方法

提案評価を行う委員は、下記配点表の基礎点に「伊勢市 LINE 公式アカウント連携サービス更新業務委託 契約候補者採点表」を用いて、各項目を採点し、合計点数を提案評価点とする。

【配点表】

配点基準	配点
想定より非常に高いレベル／優秀である	9～10 点

想定より高いレベル／満足できる	7～8点
想定していた程度／平均的(基準点)	5～6点
想定より低いレベル／物足りない	3～4点
想定より非常に低いレベル／提案がない	1～2点

② 機能評価

(ア) 「機能調査票」に対する回答について、項目ごとに次の評価区分に基づき採点する。

記号	対応区分	内容	必須機能	要望機能
◎	標準対応で提案に含む	標準またはオプションにより提供される機能	1	5
○	代替運用対応で提案に含む	標準またはオプションで提供される複数の機能の利用で実現	1	3
△	カスタマイズ対応で提案に含む	カスタマイズにより対応する機能	0	1
×	対応不可(サービスでの対応が不可能)または提案の対象外	サービスでの対応が不可能な機能 ※必須機能に×が付される場合は、失格とする。	失格	0

(イ) 機能評価の採点方法

機能評価の計算は以下の方法で行う。なお、選定委員共通の得点として、担当課にて計算を行い、採点するものとする。

$$\text{機能評価点} = \text{配点}(1,000 \text{ 点}) \times (\text{採点合計} / \text{満点})$$

③ デモンストレーション評価

(ア) デモンストレーション評価点「1,000点」を、下記のとおり配点する。

評価項目	審査内容	配点
情報配信	<ul style="list-style-type: none"> ・Flex Message(画像あり、リンクボタンあり)のJSONコードを用いての、全体配信・セグメント配信はしやすいか。 ・誤った配信(ボタンの押し間違え等)をしてしまいそうな画面構成にはなっていないか。 	200
アンケート機能	<ul style="list-style-type: none"> ・本市職員視点で、アンケート作成はしやすいそうか。 ・本市職員視点で、アンケート項目の修正や編集は簡単にできそうか。 ・市公式LINE利用者視点で、アンケート 	100

	<p>の回答はしやすいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市公式 LINE 利用者視点で、回答内容の修正や編集は簡単にできそうか。 	
レポート機能	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートの受付状況は、容易にレポート画面上に表示できるか。 ・アンケートの受付結果を、グラフや表などに簡単にまとめることができるか。 	100
施設利用予約申込	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式 LINE 利用者視点で、容易に施設利用予約を申し込めそうか。 ・施設利用予約の申し込み画面は見やすいか。 ・本市職員視点で、簡単に申込状況を確認することはできそうか。 ・申し込み状況の確認画面は見やすいか。 	100
データ取得・可視化	<ul style="list-style-type: none"> ・登録者数推移、属性データ、クリック数は簡単にデータとして出力することができるか。 ・出力したデータは見やすいか。 	150
管理機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市公式 LINE 利用者の情報は容易に管理することができるか。 ・属性(例:年代や居住地など)ごとの管理は容易にできそうか。 ・市公式 LINE 利用者のログはどのような項目を取得できるか。 ・ログは簡単に取得できるか。 	150
UI/UX	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス全体を見て、画面は分かりやすいか。 ・サービス全体を見て、使いやすそうか。 	200

(イ) 評価基準及び採点方法

提案評価を行う委員は、下記配点表の基礎点に「伊勢市 LINE 公式アカウント連携サービス更新業務委託 契約候補者採点表」を用いて、各項目を採点し、合計点数を提案評価点とする。

【配点表】

配点基準	配点
想定より非常に高いレベル／優秀である	9～10点
想定より高いレベル／満足できる	7～8点
想定していた程度／平均的(基準点)	5～6点
想定より低いレベル／物足りない	3～4点
想定より非常に低いレベル／提案がない	1～2点

④ 価格評価

(ア) 価格評価における評価基準価格及び配点は次のとおりとする。

項目	評価基準価格(税抜金額)
サービス更新費用 (試験運用費含む)	8,000,000 円
サービス利用費用 (36 か月分)	12,730,000 円
合計	20,730,000 円

※ 評価基準価格は、契約候補者を選定するに当たっての評価のための数値であり、予定価格ではない。

(イ) 価格評価の採点方法

価格評価 = 配点(1,000 点) × (1 - 提案見積総額 ÷ 評価基準総額)【小数点第2位を四捨五入】

(4) 各委員の評価点合計は、次の方法で算出する。

「提案評価」「機能評価」「デモンストレーション評価」「価格評価」を合わせた「総合点数」により提案者に順位を付ける。

(5) 各委員の評価点合計に基づき、次の方法で順位を決定する。

ア 各委員ごとに評価基準に基づき、評価点合計の高い順に順位をつける。ただし、m位にn者の提案が同点で並んだ場合は、次の数値をm位の者の順位とする。

$$\{m + (m+1) + \dots + \{m + (n-1)\}\} / n$$

イ 次に、各委員がつけた順位を順位点として、伊勢市 LINE 公式アカウント連携サービス更新業務委託 契約候補者選定基準契約候補者選定集計表(別紙2)により順位点を集計し、順位点の合計数値の低いものを上位として順位をつける。

(契約候補者の決定)

第5条 選定委員会は、前条の規定により選定した結果、順位が1位の者を契約候補者として決定する。なお、順位1位の者が2者以上ある場合は、各委員の評価点の合計を合算した点数が高いものを契約候補者とする。

2 前項において、同点の場合は、「機能評価」の合計を合算した点数が高いものを契約候補者とし、更に同点の場合は、「デモンストレーション評価」、「提案評価」の順に、各委員が採点した合計を合算した点数が高いものを契約候補者とする。

3 2が同点の場合、見積価格が安い方を契約候補者とする。それでも決まらない場合は委員長が委員会に諮って決定する。

4 企画提案者が1者の場合は、前条の規定に準じて評価を行う。

5 当日出席した選定委員の価格評価点を除く採点合計が、その満点に対して60%に満たない場合は、当該企画提案者を失格とする。